

業務指示書

セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月22日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：省エネルギーに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/省エネルギー政策・制度）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：省エネルギーに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セルビア及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 エネルギー管理制度】

- 1) 類似業務の経験：省エネルギーに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（セルビア 及び全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 省エネルギー実習機材調達】

- 1) 類似業務の経験：機材調達に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
測定機器
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RSD1 = 1.254 円 , US\$1 = 104.71 円 , EUR1 = 143.300 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 2月 6日(木) 午後

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 本部 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/省エネルギー政策・制度
エネルギー管理制度
省エネルギー実習機材調達

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.50 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月14日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	11.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	11.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/省エネルギー政策・制度	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： エネルギー管理制度	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 省エネルギー実習機材調達	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. プロジェクトの背景

セルビア共和国（以下、「セルビア」）は一次エネルギー総供給量の50%以上を自国の石炭供給で賄っているものの、石油の約79%（2009年）、天然ガスの約90%（2009年）を主にロシアからの輸入に頼っており、一次エネルギー全体に占める輸入依存度は40%程度にも上っている。エネルギー安全保障の観点から、エネルギー源の多様化と共に省エネルギーの推進が求められている。

また、セルビアはEU加盟に向けて2006年にEUおよび南東欧諸国のエネルギー共同体条約（Energy Community Treaty）に加盟しており、エネルギー効率化に関するEU指令（EU Directive 2006/32/EC）と整合性をとるべく努力する必要がある。同指令では2008年から2016年の9年間に最終エネルギー消費量を9%削減することが規定されており、エネルギー消費削減の中間目標を設定する3カ年毎の国家行動計画作成が求められている。

係る状況下、JICAはセルビアにおいて開発計画調査型技術協力「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」（2009年6月-2011年6月）を実施した。同調査を通じて、セルビア国の産業部門のエネルギー消費量は最終エネルギー消費量の25%に上り、産業部門のエネルギー原単位は、我が国と比較すると4倍以上であることから、産業部門の省エネルギーポテンシャルは充分にあることが判明している。同調査の成果であるエネルギー管理制度の制度設計と同制度構築に係る提言を踏まえ、セルビアは、「エネルギー効率利用に係る法律（以下、「省エネルギー法」）」を2013年3月に制定した。省エネルギー法の制定を受け、エネルギー管理制度の枠組みの策定及びエネルギー管理士及び診断士の人材育成が急務となっている。

「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」（以下、本事業）は、セルビア政府から我が国に対して2010年9月に要請され、2011年8月に採択されている。対セルビアの我が国援助方針の3つの重点分野（市場経済化、医療・教育、環境保全）のうち、本事業は「環境保全」の中に位置づけられているものである。本事業開始の前提条件である省エネルギー法が制定されたことから、2013年7月から11月にかけて詳細計画策定調査を実施した。その際、現地調査を3回に分け、7月に第1次現地調査としてセルビア側の現状・課題を抽出・確認し、9月に第2次現地調査として本格協力の枠組みを決定するためのR/D協議を行い、11月に第3次現地調査としてセルビア側のエネルギー管理制度の枠組みに係る確認・助言を行った。詳細計画策定調査の結果、セルビア側は、2015年1月からのエネルギー管理制度の導入・実施開始に向けて、急ピッチで準備を進めており、政令（Decree）や省令（Rulebook）などの関連法令を2014年3月までに制定する見通しであることが判明した。また、エネルギー・開発・環境保全省（以下、MEDEP: Ministry of Energy, Development and Environment Protection）大臣の正式レターにより、ベオグラード大学機械工学部が研修機関（以下、TO: Training Organization）に内定し、供与機材となる省エネルギー実習機材が同学部へ納入される予定であることが確認された。

本事業は、エネルギー管理制度の導入・実施を目的として、制度構築支援及び人材育成を行うものである。日本側の実施体制としては、本業務を受託するコンサルタントに加え、別途、省エネルギー実習機材の機材調達の一部をJICAが実施する予定である。本業務では、同機材調達の実施支援も行うこととする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト

(2) 上位目標

エネルギー管理制度下の指定事業者における省エネが推進される。

(3) プロジェクト目標

エネルギー管理制度が導入され、実施される。

(4) 期待される成果

- 成果1 エネルギー管理と診断制度のスキーム設計がなされる。
- 成果2 エネルギー管理士 およびエネルギー診断士の座学研修プログラムが確立される。
- 成果3 エネルギー管理士およびエネルギー診断士の実技研修プログラムが確立される。
- 成果4 エネルギー管理士と診断士の資格が制度化される。
- 成果5 MEDEP のエネルギー管理および診断制度の実施・管理能力が強化される。

(5) 活動の概要

【エネルギー管理と診断制度のスキーム設計がなされる。】

- 活動 1-1 エネルギー管理制度に必要な MEDEP の省令、決議、規則等の見直しをする。
- 活動 1-2 指定事業者を特定するためのエネルギー消費調査を行う。
- 活動 1-3 ガイドブックを作成する。
- 活動 1-4 エネルギー管理制度のデータベースのプログラム作成を行う。
- 活動 1-5 エネルギー管理制度の促進のための省エネ基金やその他の基金の活用にかかる計画を策定する。
- 活動 1-6 エネルギー管理制度の促進のための省エネ基金やその他の基金の活用にかかる計画を実施する。

【エネルギー管理士 およびエネルギー診断士 の座学研修プログラムが確立される。】

- 活動 2-1 エネルギー管理士向け座学研修プログラムのカリキュラムを作成する。
- 活動 2-2 エネルギー管理士向け座学研修の教科書と副教材を作成する。
- 活動 2-3 エネルギー診断士向け座学研修プログラムのカリキュラムを作成する。
- 活動 2-4 エネルギー診断士向け座学研修の教科書と副教材を作成する。
- 活動 2-5 エネルギー管理士のトレーナーに対し、研修方法を指導する。
- 活動 2-6 エネルギー診断士のトレーナー研修を実施する。
- 活動 2-7 エネルギー管理士の座学研修を実施する。
- 活動 2-8 エネルギー診断士の座学研修を実施する。

【エネルギー管理士およびエネルギー診断士の実技研修プログラムが確立される。】

- 活動 3-1 実習機材の詳細設計をする。
- 活動 3-2 実習施設を準備する。
- 活動 3-3 実習機材を調達する。
- 活動 3-4 実技研修プログラムのカリキュラムを作成する。
- 活動 3-5 実技研修の教科書と副教材を作成する。
- 活動 3-6 エネルギー管理士とエネルギー診断士のトレーナー研修を実施する。
- 活動 3-7 エネルギー管理士・診断士の実技研修を実施する。

【エネルギー管理士と診断士の資格が制度化される。】

- 活動 4-1 エネルギー管理士用試験を準備する。
- 活動 4-2 エネルギー管理士試験を実施する。
- 活動 4-3 エネルギー管理士の資格証明書を発行する。
- 活動 4-4 エネルギー診断士用試験を準備する。
- 活動 4-5 エネルギー診断士試験を実施する。
- 活動 4-6 エネルギー診断士の資格証明書を発行する。

【MEDEP のエネルギー管理および診断制度の実施・管理能力が強化される。】

- 活動 5-1 指定事業者とエネルギー管理士のための普及啓発活動・セミナーを計画する。
- 活動 5-2 指定事業者とエネルギー管理士のための普及啓発・セミナーを実施する。
- 活動 5-3 指定事業者のモニタリングおよびチェックマニュアルを作成する。
- 活動 5-4 指定事業者の監査マニュアルを作成する。

- 活動 5-5 指定事業者のモニタリングを実施する。
- 活動 5-6 エネルギー診断士のパフォーマンスチェックを実施する。
- 活動 5-7 エネルギー管理制度の実施を再検討する。
- 活動 5-8 エネルギー管理制度に必要な見直しを行う。

(6) 対象地域
セルビア全土

(7) 事業スケジュール（協力期間）
2014年2月-2016年2月（25ヶ月）

(8) 関係官庁・機関

- ・エネルギー・開発・環境保全省（MEDEP: Ministry of Energy, Development and Environment Development）
- ・研修機関（TO: Training Organization）（未定）¹

3. 業務の目的

「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る基本合意文書（以下、R/D: Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2013年11月にJICAがMEDEPと締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

本業務は、JICAが2009年6月から2011年6月にかけて実施した「セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」の内容を受けて実施するものである。また、JICAが2013年7月から11月にかけて実施した「セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト詳細計画策定調査」において、本事業の枠組みについて先方政府と協議・合意している。したがって、プロポーザルの作成にあたり、「セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」及び「セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト詳細計画策定調査」の内容を十分に理解し、同業務で得られたセルビアにおける省エネルギー政策・制度に係る情報や、今後の基本計画等を定めた調査結果を最大限に活用することが期待される。調査詳細については「第3 4. 参考資料等」を参照のこと。

(1) 既存法令・規則（政令・省令・決議等）との整合性

本事業はセルビア政府の省エネルギー政策・制度との整合性を有しながら実施することが重要である。セルビアは、2013年3月に省エネルギー法を制定しており、2015年1月からのエネルギー管理制度の導入・実施開始に向けて準備を進めている。特に、政令（Decree）や省令（Rulebook）などの関連法令が2014年3月までに制定される見通しであることから、情報収集に努め、上位政策と技術移転内容の整合・調整を図ること。

(2) プロジェクト実施体制（日本側）

本事業の日本側の実施体制としては、本業務を受託するコンサルタントと、JICAによる機材調達（一部）を想定している。

¹ 2013年9月に発出されたMEDEP大臣の正式文書にて、ベオグラード大学機械工学部が研修機関(TO)に内定している。関連法令の制定を受けて、2014年3月を目途に正式決定される予定である。

(3) プロジェクト実施体制（セルビア側）

1) カウンターパート及び技術移転先

本事業の実施機関は MEDEP であり、共同実施機関として T0 が任命される予定である。先方 C/P 機関との機能的な実施体制構築のために、①MEDEP 次官（State Secretary）を Project Director に任命し、同次官を議長とする合同調整委員会（以下、JCC）を設置すると共に、②MEDEP 省エネルギー局長（Head of the Department of Energy Efficiency）を Project Manager に任命し、③MEDEP エネルギー管理グループ長（Head of Energy Management System Group）を Project Coordinator に任命することが、R/D にて合意されている。今後、T0 が本事業の C/P として加わる見通しであると共に、テーマに応じてワーキンググループが構成される見通しである。

2) 研修機関（T0）

ベオグラード大学機械工学部が T0 に内定し、省エネ実習機材が同学部に納入されることが、MEDEP 大臣署名の正式レターにより決定されている。同学部は豊富な講師陣を揃えており、電気工学科との連携や、保守・管理スタッフを持ち合わせていること、また実習機材の受け入れに十分なスペースを確保していることから、T0 としては最も適していると考えられる。他方、T0 の正式決定には、2013 年 11 月に制定される省令（Rulebook）にて T0 の資格要件を規定し、申請に基づき右要件を満たす大学が T0 となることから、このプロセスに時間を要する見込みである。正式決定は 2014 年 3 月を想定している。

(4) 事業スケジュール及び役割分担

MEDEP はエネルギー管理制度を 2015 年 1 月に運用開始するべく、制度整備を進めており、今後、エネルギー管理士・診断士の人材育成、カリキュラム・テキストの整備、資格・試験制度の整備、データベースの整備などを順次進める予定である。本事業の事業内容、暫定スケジュール及びセルビア側・日本側の役割分担については、R/D に添付されているプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM）及びプラン・オブ・オペレーション（以下、PO）にて整理されている。

(5) 供与機材

本事業における、省エネルギー実習機材（供与機材）については R/D にて合意されている。詳細は以下の通り。

	省エネルギー実習機材（供与機材）	調達方法（見込み）
1	ボイラー及びスチームトラップ設備	現地調達（JICA）
2	ポンプ設備	
3	コンプレッサー設備	
4	測定機器	本邦調達または現地調達（本業務内包化）

本事業を受託するコンサルタントは、上記 1～3 の供与機材について、JICA の調達支援業務を実施する。また、上記 4 の供与機材（測定機器）については、コンサルタントにて調達する。コンサルタントは、C/P 及び JICA と協議しつつ、実習機材の仕様（案）等を検討すること。また、調達方法等の検討を行う際には、JICA バルカン事務所等と十分に協議すること。

省エネルギー実習機材の供与先はベオグラード大学機械工学部となる予定である。尚、供与機材の所有者は MEDEP となり、機材の設置先がベオグラード大学となる。ベオグラード大学の機材受入に伴う改修工事等については、セルビア側が予算措置及び手配を行う予定であるが、必要に応じて側面支援を行うこと。免税手続きについては、必要に応じてセルビア側が行う予定である。

(6) 省エネルギーファイナンス制度

セルビア政府は、省エネルギー基金設立の検討を進めていることが確認されている。エネルギー管理制度・診断制度の導入にあたって、指定事業者へのインセンティブが必要なことから、診断費補助などの可能性について検討することが望ましい。また、その他資金ソースの活用も視野に入れること。

(7) 他ドナーの活動状況

国連開発計画 (UNDP) 及びドイツ国際協力公社 (GIZ) は自治体レベルにおけるビルの省エネ推進を行っており、本事業との重複はないものの、エネルギー管理制度・診断制度のデータベース作成において関連性があることが確認されていることから、引き続き、注視する必要がある。またドイツ復興金融公庫 (KfW) や、欧州復興開発銀行 (EBRD) などが、省エネ機器・設備に対する低利融資などを供与しているため、必要に応じて情報共有すること。

(8) 日本の技術紹介

本事業では、セルビアにおける省エネルギーの推進を担うエネルギー管理士やエネルギー診断士の人材育成支援を行うものであるが、必要に応じて、日本の省エネルギー設備・技術の紹介を行い、日系企業への裨益の確保にも努めることが望まれる。

(9) 「対 V4²」 ODA 政策との整合性

我が国の「対 V4」 ODA 政策において、援助協調における「V4+日本」の具体的協力として、東方パートナーシップ対象国及び西バルカンにおけるプロジェクトについて連携して協力していくこととしており、本事業は、協力対象候補案件のひとつとして想定されている。

具体的な協力として、セルビアと隣接するハンガリーが本事業へ関心を示しているほか、過去の類似案件である「ポーランド・日本省エネルギー技術センタープロジェクト」(2004-2008年)等との連携・協力も想定されるため、必要に応じて、協力・実施支援 (V4 諸国が本事業の一環で行うセミナー、W/S 等への参加を検討するために必要な事前の情報提供等) を行うこと。

(10) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

(11) PDM/PO を基本とした先方 C/P 機関との共同運用

技術協力プロジェクトの運営においては、PDM に沿った先方 C/P 機関との共同作業を基本とすること。プロジェクトの活動において PDM に変更の必要がある場合は、JICA 及び「先方 C/P 機関関係者の合意のもと、所定の手続きを経て改訂する。

なお、PDM に基づいて作成されるプロジェクト作業計画書 (PO) については、JICA の承認を受けつつ、先方 C/P 機関とも合意を形成の上、必要に応じて修正し、円滑なプロジェクト運営管理に役立てること。

(12) プロジェクト進捗の確認・共有

プロジェクトの進捗状況等を関係者で確認・共有することを目的としてモニタリングシートを C/P と共に半期ごとに作成する。

(13) プロジェクト終了時評価

JICA はプロジェクト終了 6 カ月前を目途に終了時評価調査を実施する可能性があり、また必要に応じて運営指導調査を実施する。調査の実施に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、

² V4 : 1991 年に設立されたチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアによる地域協力の枠組み。初回会合がハンガリー北部のヴィシエグラードで開催されたことから、「ヴィシエグラード 4 か国」(V4) と呼ばれる。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000245.html

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/page18_000104.html

既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理提供し、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を提供する。なお、調査の実施時期は、事業の進捗状況を踏まえ、決定される。

6. 業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

(全成果共通)

(1) ワーク・プラン原案の作成・協議

本事業にかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（原案）（英文）に取りまとめる。同レポートを基に、MEDEP 等、セルビア側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

(2) 合同調整委員会（JCC）の設置及び定期開催

JCC の設置と運営、開催を行う。なお、原則年 1 回の開催とする。コンサルタントは、本委員会を活用し、プロジェクトの適切な管理に努めるものとする。

(3) プロジェクト業務進捗報告書の作成

事業開始後 12 カ月の業務実施状況及び、事業の残り期間にむけての課題について、プロジェクト業務進捗報告書として取りまとめる。

(4) プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動・成果及びプロジェクト終了後のセルビア側に対する提言をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。

(成果 1 に係る活動)

(5) 指定事業者を特定するためのエネルギー消費調査実施支援

2014 年 3 月に制定予定である省令（Rulebook）により、指定事業者の年間エネルギー消費量に係るしきい値が策定されることから、指定事業者を特定するためのエネルギー消費調査実施に係る支援を行う。原則としてセルビア側が調査に係る費用負担、発注を行うことから、同調査に係る方法論・フォーマット案などを提供すること。

(6) ガイドブックの作成支援

指定事業者に対するエネルギー管理制度の案内のためのガイドブックの作成支援を行う。原則としてセルビア側が作成することから、ガイドブックの原案を提供し、適宜、技術支援を行うこと。

(7) エネルギー管理制度のデータベースのプログラム作成支援

エネルギー管理制度の運用のため、指定事業者から提出されるエネルギー管理報告書及びエネルギー診断報告書を取りまとめるデータベースの作成支援を行う。セルビア側が、データベースの発注、最終化を行うことから、同業務においては、データベースの概念設計を行うこと。

(成果 2 に係る活動)

(8) エネルギー診断士向け座学研修プログラムのカリキュラム、教科書、副教材の作成

エネルギー診断士向け座学研修プログラムのカリキュラム、教科書、副教材を作成する。尚、座学研修は、将来的に T0 が担うことから、カリキュラム・教材等については MEDEP の了承を受けると共に、T0 講師陣の確認を取ること。

(9) エネルギー管理士の講師に対し、研修方法を指導する。

エネルギー管理士の講師に対し、研修方法を指導する。尚、T0 講師陣は、エネルギー管理に係る知識については十分に知見があることが想定されることから、研修のデリバリーに係る方法論を中心に技術移転すること。

(10) エネルギー診断士の講師に対する研修を実施する。

エネルギー診断士の講師に対する研修を実施する。尚、T0 講師陣は、エネルギー管理とは違い、エネルギー診断に係る知識は充分ではないことが想定されることから、研修内容及び研修方法に係る技術移転を実施する。

(11) エネルギー管理士及びエネルギー診断士の座学研修の実施支援を行う。

セルビア側が実施する、エネルギー管理士及びエネルギー診断士の座学研修の実施を支援する。

(成果3に係る活動)

(12) 実習機材の詳細設計をする。

「5. (5) 供与機材」の内、現地調達を想定している省エネルギー実習機材に係る「ボイラー及びスチームトラップ設備」、「ポンプ設備」、「コンプレッサー設備」の詳細設計を行い、「7. (2) 技術協力成果品等」にある「機材調達に係る仕様明細書(案)」を作成、提出する。

(13) 実習施設の準備を支援する。

ベオグラード大学機械工学部の機材受入に伴う改修工事等については、セルビア側が予算措置と手配を行う予定であるが、必要に応じて側面支援を行うこと。特に、予算措置や工事に必要となる情報や図面については適宜共有すること。

(14) 実習機材を調達する。

1) 実習機材の調達支援

「5. (5) 供与機材」の内、JICA バルカン事務所による現地調達を想定している省エネルギー実習機材に係る「ボイラー及びスチームトラップ設備」、「ポンプ設備」、「コンプレッサー設備」の調達支援業務を行う。詳細は以下の通り。

ア. 入札関連資料案等の作成

入札に係る以下の資料を作成・提出する。提出期限、作成言語は、「7. (2) 技術協力成果品等」を参照のこと。

(ア) 入札図書(案)

- ・業務指示書(案)
- ・機材仕様明細書(案)
- ・契約書(案)(技術的部分のみ)

(イ) 機材スペックと予定価格調書(製造・据付の指示内容含む)

(ウ) 技術評価表(案)

(エ) 参考銘柄(案)

(オ) 指名業者名簿(案)もしくは競争参加資格条件(案)

(カ) 検品・検収報告書

イ. 調達支援業務

また、JICA バルカン事務所が行う機材調達に関し、以下の支援業務を行う。尚、調達方法等を検討する際に、JICA バルカン事務所等と十分に協議すること。

(ア) 機材調達方針の検討

(イ) 現地調達情報、実施機関の現状、先方負担事項などの関連情報の収集、整理

- (ウ) 機材スペックと予定価格調書の作成（製造・据付の指示内容含む）
- (エ) 事前説明会の開催支援（実施される場合のみ）
- (オ) 技術的側面に係る外部質問に対する回答案作成
- (カ) 技術評価表案及び技術評価案の作成
- (キ) 入札会への立ち合い
- (ク) 技術的側面に係る、契約書の内容審査
- (ケ) 受注業者の製造・据付等の指導
- (コ) 機材納入時の検品・検収業務
- (サ) その他、入札・調達関連支援業務

2) 測定機器の調達

「5. (5) 供与機材」の内、本業務による本邦調達または現地調達を想定しているエネルギー診断用及び省エネルギー実習用の測定機器に係る調達を行う。現時点では、下記リストの測定機器案を想定しているが、機器選定及び、調達方法の策定の際には、C/P 及び JICA と充分協議の上、決定すること。

	測定機器案	数量
1	データロガー（携帯式）	5
2	電流計	30
3	圧力計	4
4	熱電対	5
5	赤外線サーモグラフィ	2
6	遠赤外温度計	2
7	クランプメーター	2
8	パワーメーター（携帯式）	2
9	超音波リークディテクター（携帯式）	2
10	超音波流量計（携帯式）	1
11	排ガス分析器（携帯式）	2
12	スチームトラップ検査機	2
13	照度計	1
14	データロガー（マルチ機能：CO2、温度、湿度）	1
15	流速計	1
16	その他（工具、スペアパーツ等）	1セット

尚、調達方法については、JICA の「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン（2012年4月）」を参照のこと。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

(15) 実技研修プログラムのカリキュラム、教科書、副教材を作成する。

エネルギー管理士及び診断士向けの実技研修プログラムのカリキュラム、教科書、副教材を作成する。尚、実技研修は、将来的に T0 が担うことから、カリキュラム・教材等について MEDEP の了承を受けると共に、T0 講師陣の確認を取ること。

(16) エネルギー管理士及びエネルギー診断士の講師に対する研修を実施する。

エネルギー診断士の講師に対する研修を実施する。尚、T0 講師陣は、エネルギー管理・診断実習に係る知識は充分ではないことが想定されることから、研修内容及び研修方法に係る技術移転を実施する。

(17) エネルギー管理士及びエネルギー診断士の実技研修実施を支援する。

セルビア側が実施する、エネルギー管理士及びエネルギー診断士の実技研修の実施を支援する。

(成果 4に係る活動)

(18) エネルギー診断士用試験の準備を支援する。

エネルギー診断士の資格・試験制度のための試験準備に係る支援を行う。原則としてセルビア側が作成することから、原案を提供し、適宜、技術支援を行うこと。

(成果 5に係る活動)

(19) 指定事業者とエネルギー管理士のための普及啓発活動・セミナーの計画・実施を支援する。

指定事業者とエネルギー管理士のための普及啓発活動・セミナーの計画策定と実施を支援する。原則としてセルビア側が実施することから、計画策定と実施に係る側面支援を行うこと。

(20) 指定事業者へのモニタリングを支援する。

MEDEP 及び地方自治体による、指定事業者へのモニタリングを支援する。原則としてセルビア側が実施することから、実施に係る方法論を示し、側面支援を行うこと。

(21) エネルギー診断士のパフォーマンスチェックを実施する。

MEDEP 及び地方自治体による、エネルギー診断士のパフォーマンスチェックを実施する。

(22) エネルギー管理制度の実施レビュー及び必要な見直しを支援する。

エネルギー管理制度の実施レビューを支援し、必要な制度の見直しを支援する。原則としてセルビア側が実施することから、制度実施レビュー及び制度見直しに係る、側面支援を行うこと。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト業務完了報告書とし、(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文 : 5 部
ワーク・プラン	第 1 次現地作業前	英文 : 5 部
プロジェクト業務進捗報告書	契約締結後 12 ヶ月以内	和文 : 5 部 英文 : 5 部
プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	和文 : 5 部 英文 : 10 部 CD-R : 3 枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア. ワーク・プラン記載項目 (案)

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) プロジェクト実施の基本方針
- (ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- (エ) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- (オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- (カ) 業務フローチャート
- (キ) 要員計画
- (ク) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (ケ) その他必要事項

イ. プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- (エ) プロジェクト目標の達成度
- (オ) 上位目標の達成に向けての提言
- (カ) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画（ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャー（WBS）等を活用）
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。作成言語は英語とする。なお、以下の提出時期までに JICA に提出し、それぞれの作成時期におけるプロジェクト業務進捗報告書及びプロジェクト業務完了報告書にも添付すること。

- ア. 入札図書（案） [提出時期：案件開始後 1.5 ヶ月]
 - ・業務指示書（案）
 - ・機材仕様明細書（案）
 - ・契約書（案）（技術的部分のみ）
- イ. 機材スペックと予定価格下調書 [提出時期：契約締結後 1.5 ヶ月]
- ウ. 技術評価表（案） [提出時期：契約締結後 1.5 ヶ月]
- エ. 参考銘柄（案） [提出時期：契約締結後 1.5 ヶ月]
- オ. 指名業者名簿（案）もしくは競争参加資格条件（案） [提出時期：契約締結後 1.5 ヶ月]
- カ. 機材調達に係る検品・検収報告書 [提出時期：契約締結後 13 ヶ月]
- キ. エネルギー診断士向け座学研修カリキュラム [提出時期：契約締結後 4 ヶ月]
- ク. エネルギー診断士向け座学研修教科書・副教材 [提出時期：契約締結後 9 ヶ月]
- ケ. 省エネルギー実習に係るカリキュラム・教科書・副教材 [提出時期：契約締結後 13 ヶ月]

尚、技術協力成果品の提出時期については、契約時に JICA と協議の上、決定することとする。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ. 活動に関する写真
- ウ. WBS
- エ. 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務の工程については、下記を参考にしつつ、全体期間及び各個別作業を含め、プロポーザルにて提案すること。なお、個別作業につき、下記と相違のある工程が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。

年	2014												2015												2016		
	FY2013			FY2014									FY2015														
年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
現地作業																											
国内作業																											
報告書	▲業務計画書 ▲診断士向け座学研修カリキュラム ▲業務進捗報告書 業務完了報告書 ▲ ▲ワーク・プラン ▲診断士向け座学研修教科書・副教材 ▲入札図書(案) (業務指示書案、機材仕様明細書案、契約書案含む) ▲機材検収報告書 ▲機材スペックと予定価格調書 ▲省エネルギー実習に係るカリキュラム・教科書・副教材 ▲技術評価表(案) ▲参考銘柄(案) ▲指名業者名簿(案) もしくは競争参加資格条件(案)																										
JCC													▲JCC									▲JCC					
供与機材	★実習機材納入																										

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。
 全体 約 32.30M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記してください。

- ア 総括/省エネルギー政策・制度 (格付：2号)
- イ エネルギー管理制度 (格付：3号)
- ウ 省エネルギー資格研修制度
- エ 省エネルギー技術(熱)
- オ 省エネルギー技術(電気)
- カ 省エネルギー実習機材調達 (格付：3号)

3. 対象国の便宜供与

R/Dを参照のこと。詳細は、配布資料に添付。

4. 参考資料等

(1) 参考資料

・セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査ファイナルレポート
 JICA 図書館のホームページ (<http://libopac.jica.go.jp/>) より PDF のダウンロードが可能である。

(2) 配布資料 (産業開発・公共政策部 資源エネルギー第一課 (03-5226-6936) にて配布。)

セルビア国エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト
 ・R/D

5. 測定機器の調達

本業務に含まれる測定機器については、「第2、6.(14)2)測定機器の調達」を参照し、別見積りとすること。

6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、業務の効率、精度、質等の向上のため、現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。尚、提案する現地再委託については、必要な経費を見積りに含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. 複数年度契約

本業務における契約は、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

8. 緑の未来協力隊

本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」(*)のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う（右協力の有無による契約金額等の変動はない）。

※緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）での玄葉外務大臣（当時）の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

以上

